

投資信託説明書
(交付目論見書)

使用開始日 2019.10.11

Connect
THE FUTURE

それは、ITが変える未来への投資。

(注)「netWIN」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書(請求目論見書)」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

[委託会社] ファンドの運用の指図を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

[受託会社] ファンドの財産の保管および管理を行う者

三菱UFJ信託銀行株式会社

■照会先

ホームページ
アドレスwww.gsam.co.jp

電話番号 03-6437-6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド
A コース（為替ヘッジあり）／B コース（為替ヘッジなし）
信託約款の変更予定のお知らせ

「netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド A コース（為替ヘッジあり）」（以下「A コース」といいます。）および「netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド B コース（為替ヘッジなし）」（以下「B コース」といい、A コースとあわせて「本ファンド」といいます。）は、下記のとおり 2020 年 2 月 29 日（土）をもって信託約款の変更を行い、運用の基本方針、ファンド名称、信託財産留保額等を変更することを予定しています。

つきましては、変更予定の内容をご理解のうえ、本ファンドをお申込みいただきますようお願い申し上げます。

今般の変更は、本ファンドの基本的な性格を変更させるものではございませんが、運用の基本方針の文言を変更することなどから、重大な信託約款の変更に該当すると判断しました。

記

1. 予定している信託約款の変更内容および理由

①運用の基本方針の変更

本ファンドは、インターネットが急成長を遂げつつあった 1999 年 11 月に、インターネットの成長により恩恵を受ける「インターネット・トールキーパー」企業を主要投資対象として、運用を開始いたしました。その後もインターネットは成長を続けていきましたが、次第にあらゆる企業活動に当然のようにインターネットが活用されるようになり、またインターネット関連の事業を行う企業もインターネットだけでなく広くテクノロジーの分野に進出していくこととなりました。

このような状況のもと、本ファンドの運用においても、今後もインターネットの重要性は何ら変わらないものの、インターネットよりも包括的な概念であるテクノロジーという枠組みで運用の基本方針を組み替え、投資家の皆様にわかりやすい文言に変更いたします。

この変更により、主要投資対象にかかる文言を「「インターネット・トールキーパー企業」の株式」から「テクノロジー（インターネットを含みます。以下同じ。）の発展により恩恵を受ける米国企業の株式」に変更し、「テクノロジーを活用することで、コスト構造、収益性、競争優位の改善や維持が期待できる企業や、ビジネス・モデルの継続性が期待できる企業の株式」として説明する予定です。ただし、実質的な投資対象を変更するものではなく、本ファンドの運用戦略を変更するものでもありません。

②ファンド名称の変更

上記①の運用の基本方針の変更に伴い、ファンド名称を変更します。

変更後	変更前
netWIN <u>GS テクノロジー株式</u> ファンド A コース（為替ヘッジあり）	netWIN <u>ゴールドマン・サックス・インターネット戦略</u> ファンド A コース（為替ヘッジあり）
netWIN <u>GS テクノロジー株式</u> ファンド B コース（為替ヘッジなし）	netWIN <u>ゴールドマン・サックス・インターネット戦略</u> ファンド B コース（為替ヘッジなし）
netWIN <u>テクノロジー株式</u> マザーファンド	netWIN <u>インターネット戦略</u> マザーファンド

③信託財産留保額の撤廃

投資対象資産の取引コストの検証を行い、信託財産留保額の廃止により残存受益者にとって実質的に不利益とならないことが合理的に推察されたため、一部解約時の信託財産留保額（基準価額の0.3%）を廃止します。

④適用する信託法の変更

本ファンドを旧信託法（信託法（大正11年法律第62号））の適用を受けるものから新信託法（信託法（平成18年法律第108号））の適用を受けるものに変更します。この変更により、重大な信託約款の変更等における受益者の権利行使の手続きが合理化され、手続きの複雑性および受益者の事務負担が軽減されます。

⑤文言の整備

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とする他の信託約款の記載と平仄を揃えるための変更を行います。

※ 上記②、③、⑤の変更は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める信託約款の重大な内容の変更には該当しないため、異議申立ての対象ではございません。また、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の判断により上記変更を行わない、または変更の内容が修正される場合があります。

2. 信託約款の変更に係る異議申立の手続きおよび日程について

①新聞公告（日本経済新聞朝刊に掲載）	2019年10月14日（月）
②異議申立期間	2019年10月15日（火）から 2019年11月28日（木）まで
③信託約款の変更の可否決定日	2019年11月29日（金）
④信託約款の変更の効力発生日	2020年2月29日（土）

2019年10月15日（火）現在の受益者の方（2019年10月10日（木）までに取得の申込みをなされた方を含みます。2019年10月11日（金）以降に取得の申込みをなされた方は含みません。）は、異議申立期間中に、委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）に対し、書面により、信託約款の変更に関する異議を申し立てることができます。

異議申立期間中に異議申立てをされた受益者の受益権の合計口数が、2019年10月15日（火）現在におけるAコース、Bコースそれぞれの信託約款に係る受益権総口数の2分の1を超えなかった場合は、予定通り2020年2月29日（土）をもって信託約款の変更を行います。

なお、かかる合計口数が2019年10月15日（火）現在におけるAコースまたはBコースどちらか一方でも各コースそれぞれの信託約款に係る受益権総口数の2分の1を超えた場合は、両コースとも信託約款の変更は行いません。この場合、信託約款の変更を行わない旨を異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告し、お知らせいたします。

お申込みに際しては、上記につきご注意くださいようお願いいたします。

以上

ファンドの目的

米国を中心とした「インターネット・ツールキーパー」企業の株式への投資を通じて、信託財産の長期的な成長をめざします。

ファンドの特色

ファンドのポイント

- 1 主に米国を中心とした「インターネット・ツールキーパー」企業の株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長をめざします。
- 2 「インターネット・ツールキーパー」企業とは、メディア、テレコミュニケーション、テクノロジー、インターネット関連セクターにおいて、インターネット企業やインターネット・ユーザーに対しアクセス、インフラ、コンテンツ、サービスを提供し、かつ、インターネット業界の成長により収益が上げられるとポートフォリオ・マネジャーが判断した企業とします。
- 3 「よりよい投資収益は、長期にわたって成長性の高い事業へ投資することにより獲得される」との投資哲学のもと、個別銘柄の分析を重視したボトムアップ手法により銘柄選択を行います。

※「インターネット・ツールキーパー」は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。本ファンドでは、「インターネット・ツールキーパー」企業のほか、コスト構造、収益性、競争優位性の改善が期待できるインターネットのビジネス戦略を迅速に実践している企業や、ポートフォリオ・マネジャーが「持続可能なビジネス・モデルを持っている」と判断したインターネット企業の株式にも投資します。

※Aコースは、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。ヘッジ・コストは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差が目安となり、円の金利のほうが低い場合この金利差分収益が低下します。Bコースでは、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※販売会社によっては、AコースとBコースの間でスイッチングが可能です。ただし、換金時と同様に信託財産留保額および税金をご負担いただきます。なお、販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよびマザーファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（投資顧問会社。以下「GSAMニューヨーク」といいます。）に委託します。GSAMニューヨークは運用の権限の委託を受けて、株式の運用を行います。文脈上「本ファンド」にマザーファンドを含むことがあります。

委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

マザーファンドは、市場にて取引されている米国株式に主として投資しますが、信託財産の約25%を上限として米国以外の株式（エマージング諸国のマーケットの株式や米ドル建て以外の通貨建ての株式を含みます。）に投資することがあります。

銘柄選択のポイント

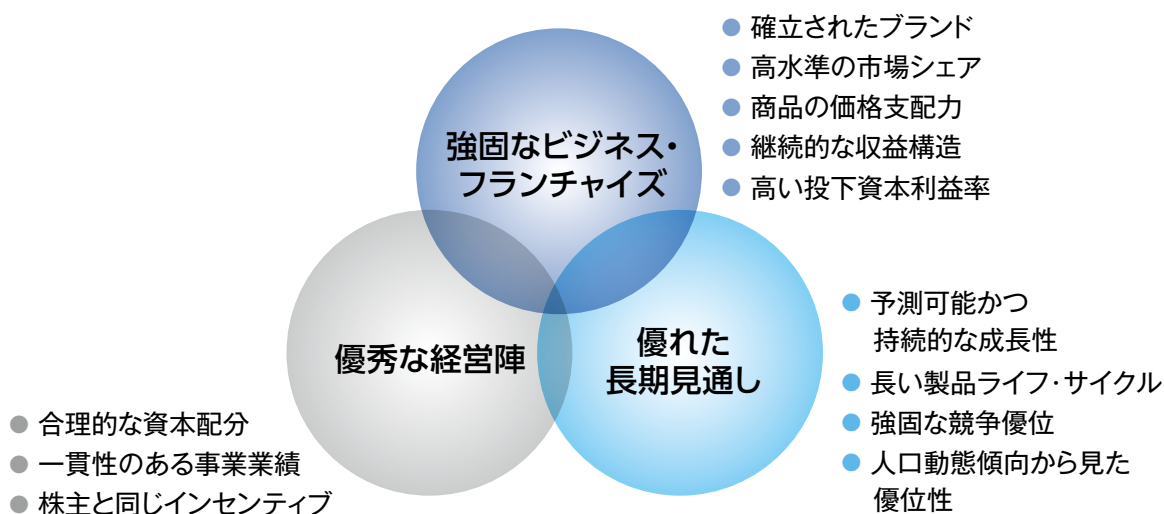
インターネット・トールキーパー

本ファンドでは、インターネットの世界において、高速道路などの「料金所」のように「交通量」（＝売上げ数量）の増加や「通行料」（＝価格）の値上げによって収益を上げることのできる企業を「**インターネット・トールキーパー**」企業と呼び、これを主な投資対象とします。

なお、主に米国を中心とした「インターネット・トールキーパー」企業のほか、コスト構造、収益性、競争優位性の改善が期待できるインターネットのビジネス戦略を迅速に実践している企業や、ポートフォリオ・マネジャーが「持続可能なビジネス・モデルを持っている」と判断したインターネット企業の株式にも投資します。

銘柄選択のポイント

— 持続可能かつ継続的な収益拡大が見込める企業 —



上記は、持続可能かつ継続的な収益拡大が見込める企業についての一般的な特徴をまとめたものであり、必ずしもすべての組入銘柄にあてはまるものではありません。

ファンドの運用

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのファンダメンタル株式運用グループの米国株式運用チームが主に担当します。

投資哲学：よりよい投資収益は、長期にわたって成長性の高い事業へ投資することによって獲得される

運用戦略

単なる株式売買ではなく、会社・事業を実際に買うかの如く投資します
「株式の売買」というよりも、「成長ポテンシャルを持つ事業への投資」に近い戦略です。

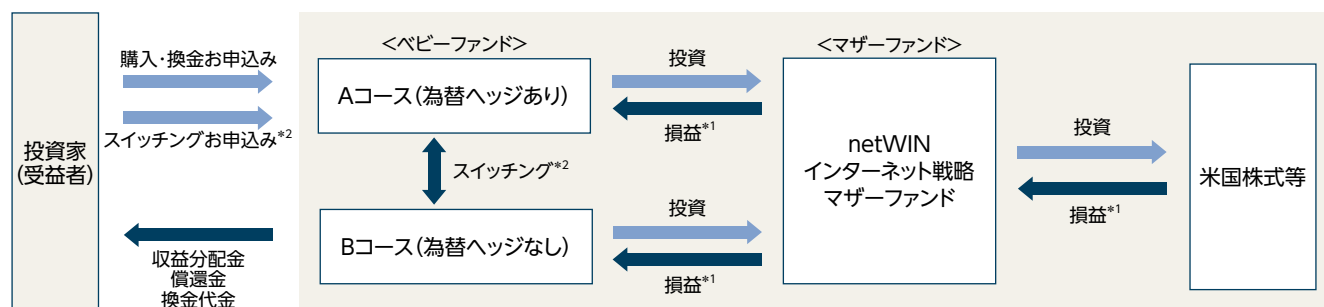
質の高い成長企業・事業に投資します
長期的かつ持続的な成長を実現できる体制を有する企業に投資します。

事業の本源的な価値が株価に織り込まれていない企業に投資します
成長が期待でき、本来の企業価値に対して現在の株価が割安であると判断した企業に投資します。

上記の戦略がその目的を達成できる保証はありません。

ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。
ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



*1 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

*2 販売会社によってはスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

主な投資制限

- 株式への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- 1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

ファンドの分配方針

原則として、年2回の決算時(毎年5月30日および11月30日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を中心に収益分配を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。なお、本ファンドは長期的な信託財産の成長に資するため、収益分配金は少額に抑えることを基本とします。

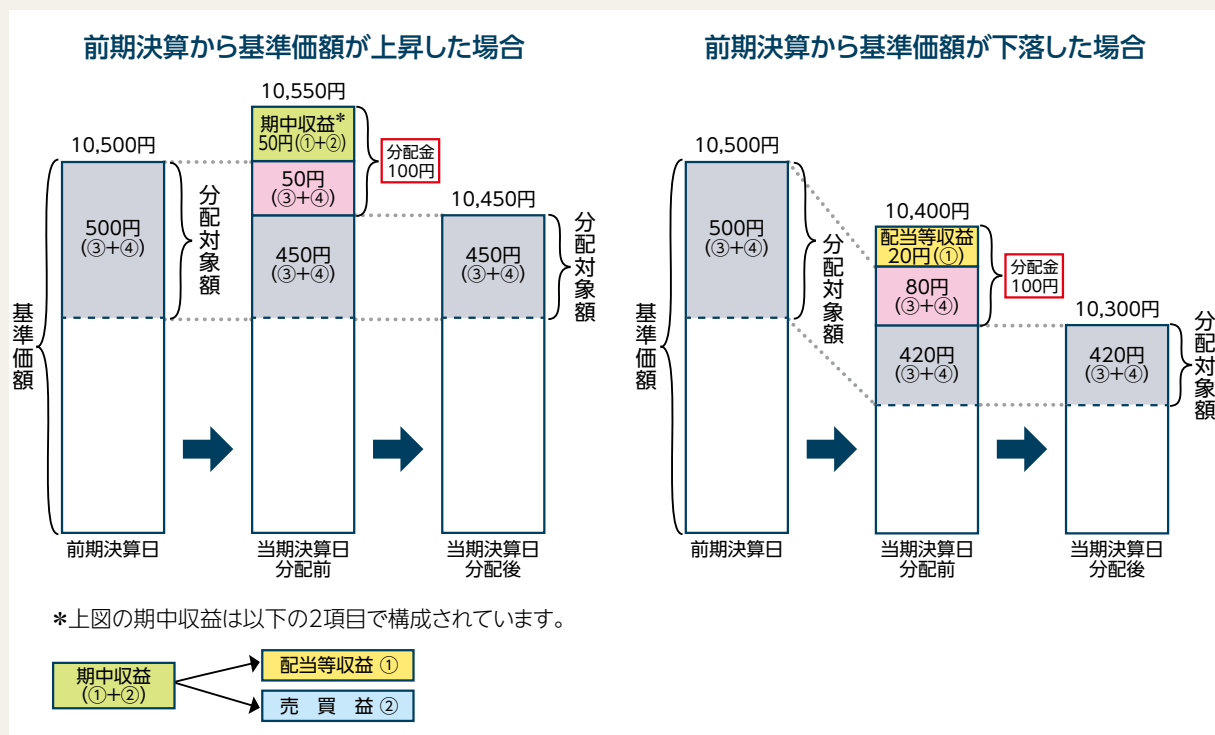
収益分配金に関わる留意点

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

※ 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※ 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の安全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因



株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)・集中投資リスク

本ファンドは、「インターネット・トークキーパー」企業の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動リスク等のさまざまなリスクが伴うことになります。本ファンドの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に「インターネット・トークキーパー」企業等の株式の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が大きいと考えられます。また、本ファンドは、一定の業種に対してより大きな比重をおいて投資を行いますので、業種をより分散した場合と比較して、ボラティリティが高くより大きなリスクがあると考えられます。一般に、株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において株価が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。



為替変動リスク

本ファンドは、外貨建ての株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。とりわけ、対円で為替ヘッジを行わないBコースでは為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。Aコースは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります。(ヘッジ・コストは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差が目安となり、円の金利のほうが低い場合、この金利差分収益が低下します。)

その他の留意点

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスク管理体制

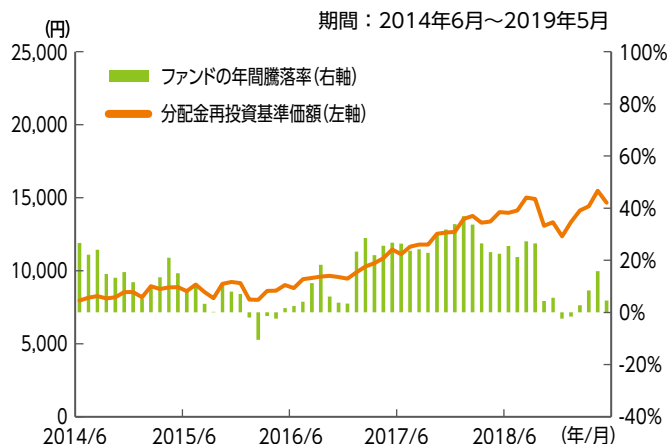
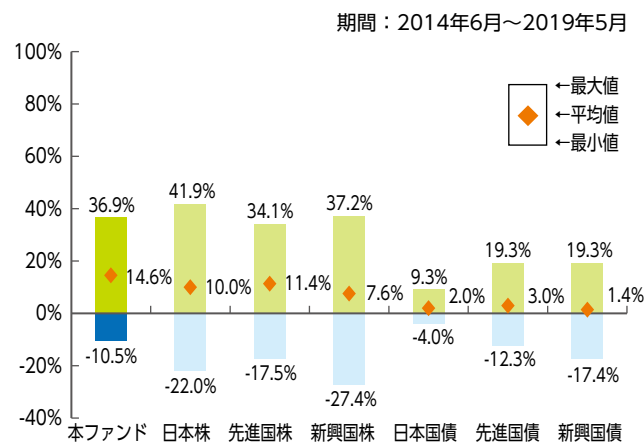
運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

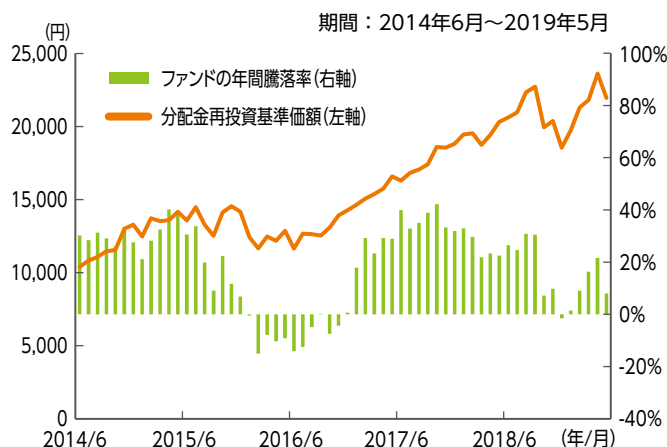
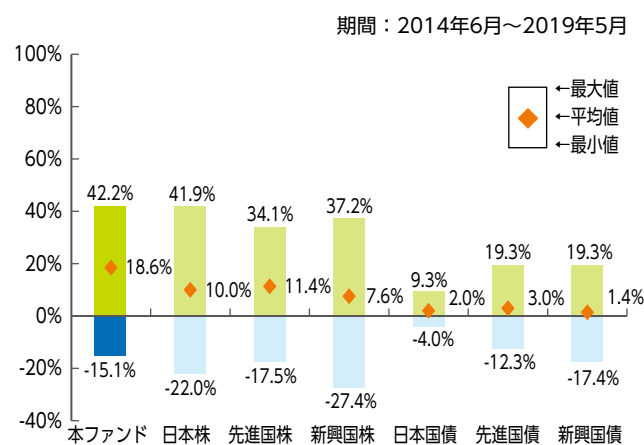
参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

Aコース

本ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移本ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

Bコース

本ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移本ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

●年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

●グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

●すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。

●上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

●各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

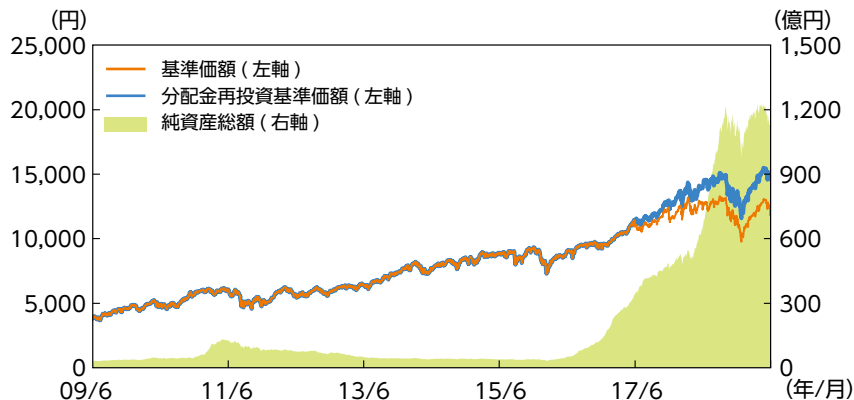
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2019年5月31日現在

Aコース

基準価額・純資産の推移

2009年6月1日～2019年5月31日



基準価額・純資産総額

基準価額	11,855円
純資産総額	1,106.3億円

期間別騰落率(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	-5.24%
3ヵ月	3.80%
6ヵ月	10.04%
1年	4.58%
3年	62.39%
5年	89.79%
設定来	46.57%

- 分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	17/5/30	17/11/30	18/5/30	18/11/30	19/5/30	設定来累計
分配金	500円	500円	500円	500円	500円	2,500円

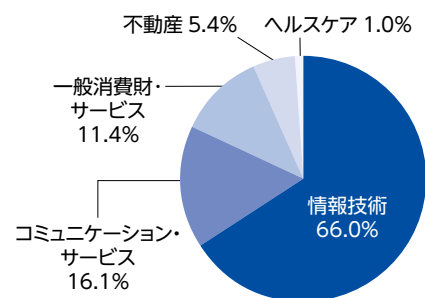
- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

組入上位銘柄

	銘柄名	業種(セクター)*	比率
1	アマゾン・ドット・コム	一般消費財・サービス	8.9%
2	マイクロソフト	情報技術	8.1%
3	アルファベット	コミュニケーション・サービス	8.0%
4	フェイスブック	コミュニケーション・サービス	4.8%
5	ビザ	情報技術	4.8%
6	アドビ	情報技術	4.0%
7	シスコシステムズ	情報技術	3.7%
8	アメリカン・タワー	不動産	3.2%
9	テキサス・インスツルメンツ	情報技術	3.2%
10	サービスナウ	情報技術	3.1%

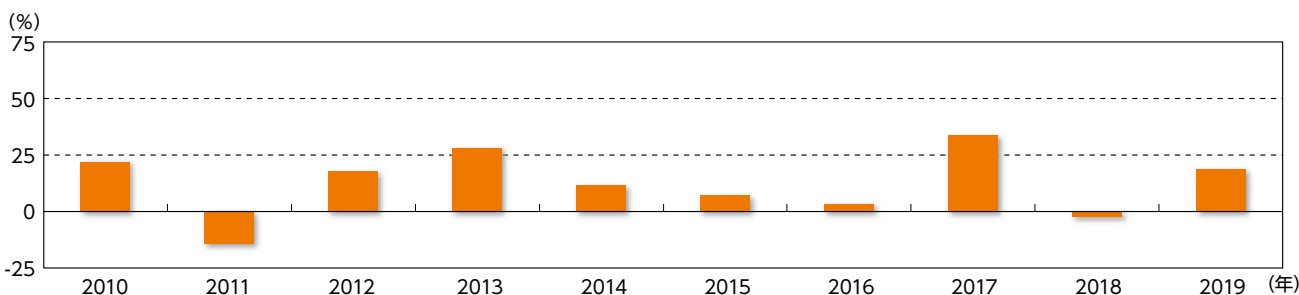
セクター* 別構成比



※上記はマザーファンドの対株式合計構成比率です。

*Global Industry Classification Standard(GICS®)(世界産業分類基準)のセクター分類を使用しています。

年間収益率の推移



- 本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
- 2019年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。
- 本ファンドにベンチマークはありません。

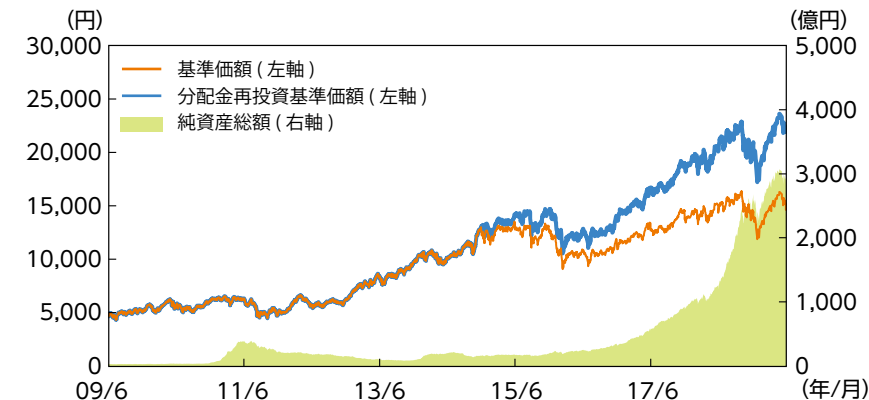
最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

Bコース

基準価額・純資産の推移

2009年6月1日～2019年5月31日



- 分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

2019年5月31日現在

基準価額・純資産総額

基準価額	14,643円
純資産総額	2,900.0億円

期間別騰落率(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	-7.06%
3ヵ月	3.05%
6ヵ月	7.71%
1年	8.04%
3年	70.66%
5年	116.66%
設定来	119.44%

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	17/5/30	17/11/30	18/5/30	18/11/30	19/5/30	設定来累計
分配金	640円	500円	500円	500円	500円	5,330円

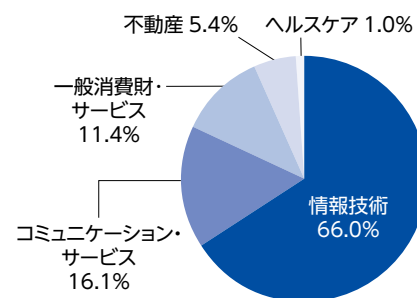
- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

組入上位銘柄

	銘柄名	業種(セクター)*	比率
1	アマゾン・ドット・コム	一般消費財・サービス	9.1%
2	マイクロソフト	情報技術	8.2%
3	アルファベット	コミュニケーション・サービス	8.2%
4	フェイスブック	コミュニケーション・サービス	4.9%
5	ビザ	情報技術	4.9%
6	アドビ	情報技術	4.1%
7	シスコシステムズ	情報技術	3.7%
8	アメリカン・タワー	不動産	3.3%
9	テキサス・インスツルメンツ	情報技術	3.2%
10	サービスナウ	情報技術	3.2%

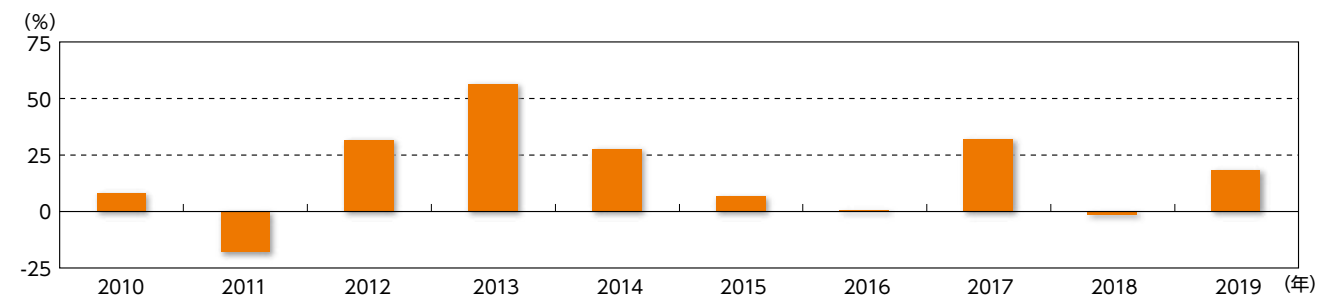
セクター* 別構成比



※上記はマザーファンドの対株式合計構成比率です。

*Global Industry Classification Standard(GICS®)(世界産業分類基準)のセクター分類を使用しています。

年間収益率の推移



- 本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
- 2019年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。
- 本ファンドにベンチマークはありません。

お申込みメモ

 購入時	購 入 単 位	販売会社によって異なります。
	購 入 価 額	購入申込日の翌営業日の基準価額
	購 入 代 金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
 換金時	換 金 単 位	販売会社によって異なります。
	換 金 価 額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額 ※信託財産留保額については、次頁をご覧ください。
	換 金 代 金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
	購入・換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日(以下「ニューヨークの休業日」といいます。)
 申込について	申 込 締 切 時 間	「ニューヨークの休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時まで
	購入の申込期間	2019年8月31日から2020年2月28日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
	換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり10億円以上の大口のご換金は制限することがあります。
	購入・換金申込受付の中止および取消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止または既に受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。
 その他	信 託 期 間	原則として無期限(設定日：1999年11月29日)
	繰 上 償 還	受益権の総口数が各コースについて30億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
	決 算 日	毎年5月30日および11月30日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
	収 益 分 配	年2回の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	各コースにつき5,000億円を上限とします。
	公 告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。
	運 用 報 告 書	年2回(5月および11月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。
	ス イ ッ チ ン グ	販売会社によっては、AコースとBコースの間でスイッチングが可能です。 ※換金時と同様に、信託財産留保額および税金をご負担いただきます。
	課 税 関 係 (個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は少額投資非課税制度(NISA)の適用対象です。 配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用					
購入時	購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に、 3.24%(税抜3%) を 上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 ※消費税率が10%になった場合は、 上限3.3%(税抜3%) となります。 (くわしくは販売会社にお問い合わせいただくか、購入時手数料を記載した書面等をご覧ください。)			
		購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。			
換金時	信託財産留保額	換金申込日の翌営業日の基準価額に対して	0.3%		
		信託財産留保額とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続き本ファンドを保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用					
毎 日	運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して		年率 2.052%(税抜1.9%)	
		※消費税率が10%になった場合は、 年率2.09%(税抜1.9%) となります。なお、下記の配分についても相応分上がります。			
		(内訳)		各販売会社の取扱に係る純資産総額	
				100億円未満の部分	100億円以上の部分
		支払先の配分 および 役務の 内容	委託会社	ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等	年率1.08% (税抜1%)
	販売会社		購入後の情報提供 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.864% (税抜0.8%)	年率1.08% (税抜1%)
受託会社	ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行 等		年率0.108% (税抜0.1%)	年率0.108% (税抜0.1%)	
※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。					
	信託事務の諸費用	監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。			
随 時	その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。			

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金	
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税	普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税	換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益) に対して20.315%

上記は、2019年8月30日現在のものです。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方を対象に、以下の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・20歳以上の方…毎年、年間120万円まで
- ・20歳未満の方…毎年、年間80万円まで

NISAの非課税期間(5年)以内に信託期間が終了(繰上償還を含む)した場合、制度上、本ファンドで利用した非課税投資額(NISA枠)を再利用することはできません。

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

このページは、LINE 証券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

目論見書補完書面（投資信託）

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドの手数料などお客様にご負担いただく諸経費等については、銘柄詳細画面や目論見書をご覧ください。

当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法により

- ・ 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預かり口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部をお預かりした上で、お受けいたします。
- ・ ご注文されたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	LINE 証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3144 号
本店所在地	東京都品川区西品川 1 丁目 1 番 1 号 住友不動産大崎ガーデンタワー 22 階
連絡先	https://line-sec.co.jp/contact/top
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100 億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2018 年 6 月 1 日

○ お取引内容に関するお問い合わせ等について

お取引内容に関するお問い合わせ、ご意見や苦情につきましては、下記連絡先までお申し出ください。

【連絡先 <https://line-sec.co.jp/contact/top>】

○ 指定紛争解決機関のご利用について

お取引についてのトラブル等は、以下の ADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。

（ADR 機関のご利用に際して不明な点ございましたら、上記の連絡先までご照会ください）

【特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター】
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

注）ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

【金融商品販売法に係る重要事項のご説明】

投資信託は、組み入れた株式、債券、不動産、その他商品の価格や評価額が、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の影響により変動するため、基準価額が下落し、損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、組み入れた株式、債券等の発行会社の財務状況の悪化に伴い、基準価額が下落し、損失が生じるおそれがあります。外貨建ての商品を組み入れた投資信託については、為替相場の変動により損失が生じるおそれがあります。

投資信託のリスクは組み入れた商品毎に異なります。詳細については各投資信託の銘柄詳細画面や目論見書をご確認ください。

— ご留意事項 —

【レバレッジ投資信託をご購入のお客様へ】

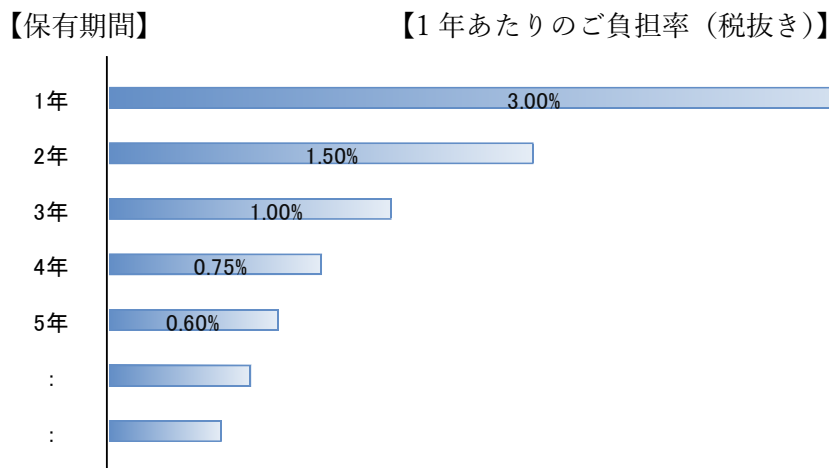
- ① ブル型については、対象となる指数に対して一定倍率での投資効果を目指して運用されるため、対象となる指数が下落した場合、当該指数に比べて大きな損失が生じる可能性があります。
- ② ベア型については、対象となる指数に対して一定倍率反対となる投資効果を目指して運用されるため、対象となる指数が上昇した場合に、当該指数に比べて大きな損失が生じる可能性があります。

このページは、LINE 証券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

投資信託の購入時手数料に関するご説明

投資信託の購入時手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたり負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%（税抜き）の場合



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、換金時に保有期間に応じた換金手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたり負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。購入時手数料には別途消費税がかかります。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書でご確認ください。投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。

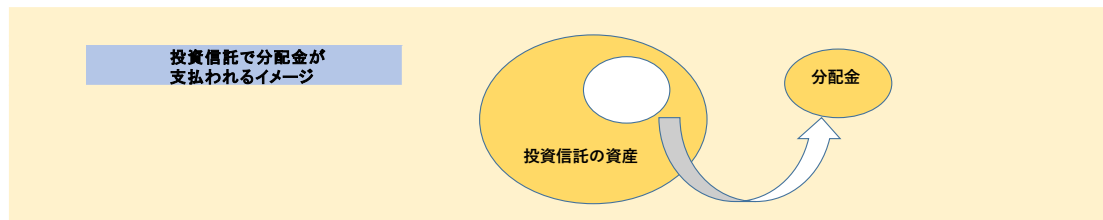
また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料等の詳細は銘柄詳細画面や目論見書でご確認ください。

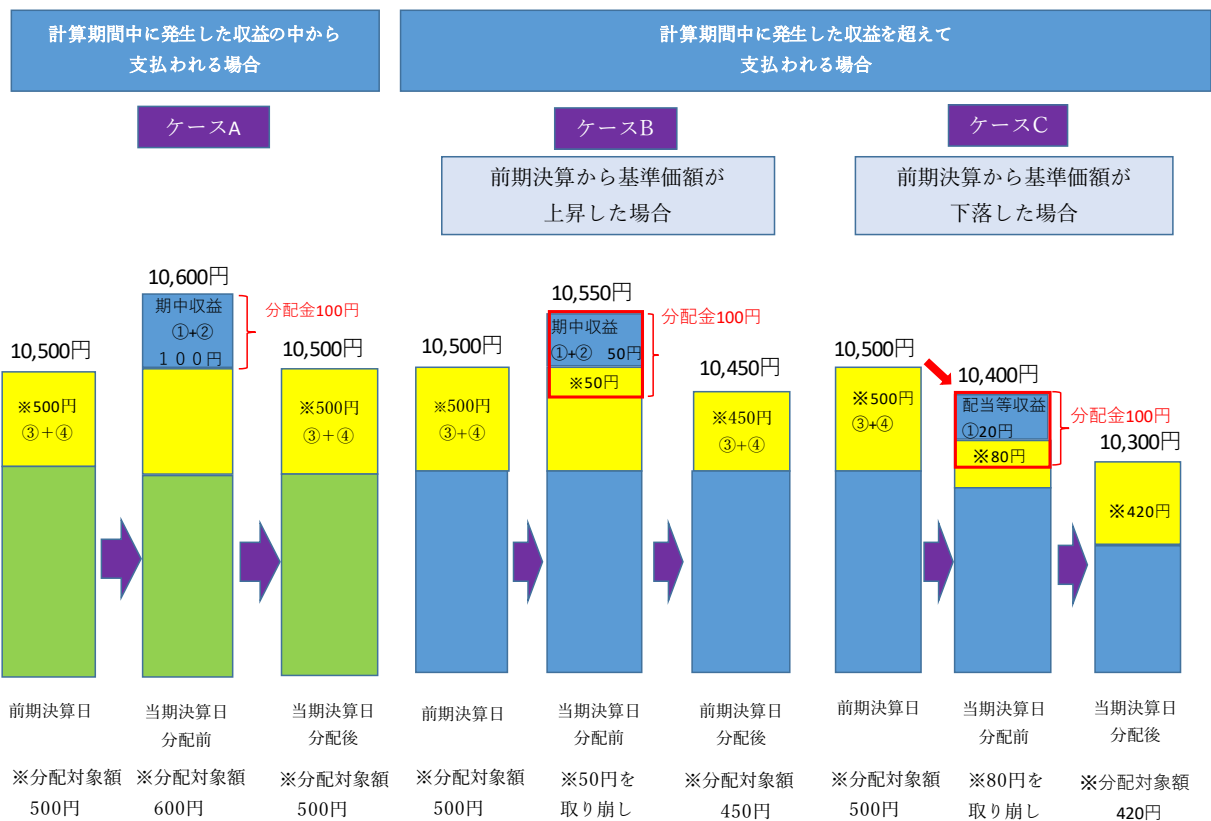
※ 購入代金=購入口数×基準価額+購入時手数料（税込）

【投資信託の収益分配金に関するご説明】

- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

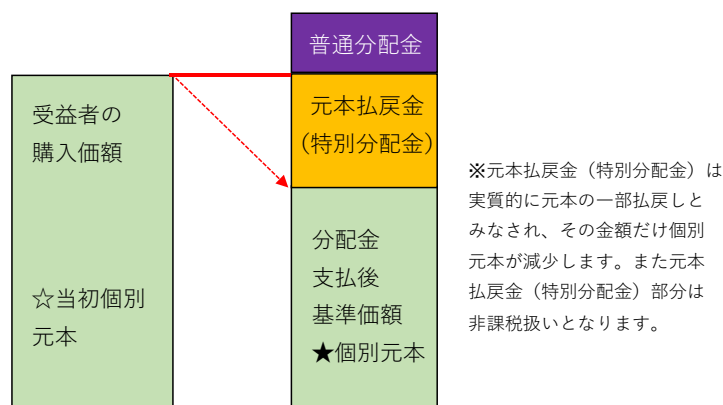
上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りになります。

ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

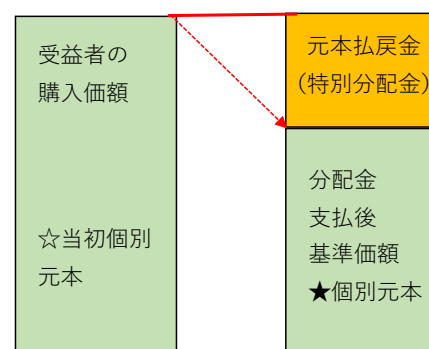
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

・受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。

◇分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合



◇分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、同額だけ減少します。